

基 労 管 発 0 3 1 4 第 1 号
基 労 補 発 0 3 1 4 第 1 号
平 成 2 5 年 3 月 1 4 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労 災 管 理 課 長
補 償 課 長

ジクロロメタン又は 1,2-ジクロロプロパンの長期間の
高濃度ばく露を受ける業務に従事したことにより発症
した労働者の胆管がんに係る時効等について（通知）

化学物質のばく露を受ける業務と胆管がんの間の因果関係は一般的に明らかでなかったところであるが、本日、「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」においてジクロロメタン又は 1,2-ジクロロプロパンの長期間の高濃度ばく露は胆管がんの発症につながるとする旨の報告書がとりまとめられ、公表されたところである。

報告書の公表に伴い、当該事案に係る時効等は、下記のとおりとなるので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 時効について

労災保険の保険給付請求権の消滅時効は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 166 条第 1 項により「権利を行使することができる時」から進行するものである。

ジクロロメタン又は 1,2-ジクロロプロパンのばく露を受ける業務と胆管がんの発症との関係は、本日の報告書の公表によるまでは一般的に明らかでなかったことから、ジクロロメタン又は 1,2-ジクロロプロパンのばく露を受けたことにより胆管がんを発症した労働者に関する労災保険の保険給付請求権の消滅時効については、本日までは進行していないこと。

2 本件に関する周知について

本件に関する周知については、別添リーフレットを活用し、各局のHPへの掲示や労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所の各窓口リーフレットを備え付ける等により行うこと。

なお、別添リーフレットについては、本日、本省HPに掲示するとともに、周知方法に関する通達と併せて後日送付することを申し添える。

3 1,2-ジクロロプロパン等のばく露防止対策について

1,2-ジクロロプロパン等のばく露防止対策については、別添のとおり、平成 25 年 3 月 14 日付け基発 0314 第 1 号「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」により都道府県労働局長あて通達されているので、了知されたい。

胆管がん

**あなたの近くに、
胆管がんの方はいらっしゃいませんか？**

**仕事が原因で胆管がんを発症したと認められた場合、
労災保険給付が受けられます。**

胆管がんの発症や死亡から、長期間経過している場合も、労災として認定される可能性があります。

※業務と胆管がん発症との関係について、一定の検討結果がとりまとめられたことにより、平成25年3月14日までは、胆管がんによる労災保険の請求権の時効は進行しないことになっています。

特に次のような方はご注意ください。

◆過去に印刷機の洗浄・払拭作業のように、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン等※を用いた溶剤に高濃度でばく露した方

◆若くして胆管がんを発症した方
(胆管がんは通常、高齢者に発症が多いとされる疾病です。)

※1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンとは溶剤、洗浄剤等に使用されている塩素系有機溶剤です。なお、具体的な商品名ではありません。

労災認定については、都道府県労働局、労働基準監督署にご相談ください。(連絡先は裏面)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

都道府県労働局一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(604)3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8843
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(883)4275
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023(624)8227
福島	960-8021	福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎	024(536)4605
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9118
群馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027(210)5006
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心1-1-2 ランド・アクシス・タワー	048(600)6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-1-1-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03(3512)1617
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-5-7 横浜第2合同庁舎	045(211)7355
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025(288)3506
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2739
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4426
福井	910-8559	福井市春山1-1-5-4 福井春山合同庁舎	0776(22)2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-1-1	055(225)2856
長野	380-8572	長野市中御所1-2-2-1	026(223)0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-1-3 岐阜合同庁舎	058(245)8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-5-0 静岡地方合同庁舎	054(254)6369
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0259
三重	514-8524	津市島崎町3-2-7-2 津第二地方合同庁舎	059(226)2109
滋賀	520-0057	大津市御幸町6-6	077(522)6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町4-5-1	075(241)3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-6-7 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078(367)9155
奈良	630-8570	奈良市法蓮町3-8-7 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0207
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073(488)1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-8-9-9	0857(29)1706
島根	690-0841	松江市向島町1-3-4-1-0 松江地方合同庁舎	0852(31)1159
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-3-0 広島合同庁舎第2号館	082(221)9245
山口	753-8510	山口市中原原町6-1-6 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9144
香川	760-0019	高松市サンポート3-3-3 高松サンポート合同庁舎	087(811)8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5206
高知	780-8548	高知市南金田1-3-9	088(885)6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-1-1-1 福岡合同庁舎新館	092(411)4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-2-0 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0034
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-1-0-1 熊本地方合同庁舎	096(355)3183
大分	870-0037	大分市東春日町1-7-2-0 大分第2ソフィアプラザビル	097(536)3214
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-2-2 宮崎合同庁舎	0985(38)8837
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町1-3-2-1 鹿児島合同庁舎	099(223)8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098(868)3559